

29 年 3 月号

「同一労働同一賃金」～平成 31 年 4 月施行に向けて～ その 2

平成 29 年 1 月号でも特集しました「同一労働同一賃金」について平成 28 年 12 月にガイドライン案が発表され新聞等でも頻繁に取り上げられています。この同一労働同一賃金ですが、**平成 31 年 4 月施行**に向けて法律が制定されると推測されています。先日「一億総活躍会議」でもこのテーマについて発表をされた**水町勇一郎先生（東京大学教授）**の講義を拝聴する機会があり、この講義内容も踏まえて考察していきます。

同一労働同一賃金とは？

同一労働同一賃金とは、厳密には①『職務内容が同一または同等の労働者に対し同一の賃金を支払うべき』という考え方です。ただし、ガイドライン案で規定されている内容は②『**合理的理由のない不利益取扱いの禁止**』と表すことができます。つまり、その不利益な取扱いを禁止するのは賃金だけではなく処遇・待遇も含み、職務内容が同一でも合理的理由（職責・職務の難易度・本人の習熟度・キャリアコース等）があれば差異を設けることはできる、と考えられます。

同一労働同一賃金 ⇒ **合理的理由のない不利益取扱いの禁止**

標準は平成 31 年 4 月か？

先日の水町先生の講義の中で『通常ガイドライン案が法改正予定の 2 年以上前から公表されることは大変稀であり、これは政府からの「あと 2 年で十分な準備をして欲しいという強いメッセージ」だ』ということを強調されていました。つまり、あと数年のうちに法改正に対応できる体制を考えておかなければなりません。

法改正に向けて考えておかなければならない点は？

では、具体的にどのような点について検討が必要なのでしょうか？1 月号では、ガイドライン案にて公表されていた「問題となる点」をご紹介します。今後も多数関連した情報が出てくる可能性があります。今後の課題として以下について自社の現状をチェックしてみましょう。

☑ **基本給は正規・非正規で全く異なる基本給水準になっていませんか？**

⇒ 職業経験や能力、業績・成果、勤続年数を基準として説明できる仕組みが必要です。

☑ **慶弔休暇・慶弔見舞金について正規・非正規で異なる取扱いをしていませんか？**

⇒ 勤務と直接関係のない項目（通勤手当）等は同一の取扱いをしなければなりません。

☑ **正社員は賞与支給、非正規社員には賞与不支給と一律に決定していませんか？**

⇒ 会社の貢献度に応じて非正規社員にも賞与を支給する仕組みが必要になります。

※上記はあくまで平成 31 年 4 月以降に施行されるであろう改正法を想定し、ガイドラインに沿った内容となっています。

以上を踏まえ、来る法改正に対応できる、早めの体制づくりをお勧めしております。

お問い合わせは当事務所まで！

— ご存じですか？

平成 29 年 3 月より社会保険料（健康保険料・介護保険料）が変更となります！

平成 29 年 3 月分の社会保険料より、健康保険料が宮崎では 9.97%（個人負担分 4.985%）、鹿児島では 10.13%（個人負担分 5.065%）となります。また、介護保険料は全国一律の 1.65%（個人負担分 0.825%）に変更となります。給与計算ご担当者の方はいくらでもご注意ください。ようようお願い申し上げます。

平成 29 年 4 月より労働保険の申告が始まります！

平成 28 年 4 月分～平成 29 年 3 月分の労働保険料の申告が近づいて参りました。当事務所の事務組合に加入されている事業所様におきましては、賃金台帳の準備等ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、そうでない事業所様におきましても来年度の申告を見据え早めのご準備を推奨いたします。

お問い合わせは当事務所まで！

— 注目の助成金

労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）

概要

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のため、再就職援助計画の対象者を雇い入れる事業主に対して支給されます。

奨励金の対象者

下記 3 点のすべてに該当する労働者が対象者となります

- ◆ 離職から 3 か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れられる方
- ◆ 申請事業主に雇い入れられる直前の離職の際に「再就職援助計画」または「求職活動支援書」の対象者となっていること
- ◆ 雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがないこと

対象となる事業主

下記 2 点のすべての措置をとることが必要です。

- ◆ 支給対象者を離職日の翌日から 3 か月以内に期間の定めのない労働者（雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者）として雇い入れることが必要です。
- ◆ 対象労働者を、雇入れ日から起算して 6 か月後の日（第 1 回支給基準日）に引き続き雇用していること。

奨励金の支給額

支給額は下記の通りです。

通常助成	優遇助成	
	第 1 回申請分	第 2 回申請分
30 万円	40 万円	40 万円

申請の流れ

- (1) 直前の離職から 3 ヶ月以内に、対象者を雇入れ
- (2) 支給基準日（雇入れ日から 6 ヶ月後の日）の翌日から 2 ヶ月以内に、必要書類を労働局へ提出

お問い合わせは当事務所まで！